

## 鳥取県林地開発条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 残置森林 開発行為をしようとする森林のうち、土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質変更」という。）を行わず現状のまま残置する森林をいう。
- (2) 造成森林 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林をいう。
- (3) 残置緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行わず現状のまま残置する緑地をいう。
- (4) 造成緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に緑化して造成する緑地をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(開発行為の規模)

第3条 条例第2条第1号に規定する行為としての一体性を有する開発行為は、森林を開発する行為を行う者の人格、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。

(開発許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、開発許可を受けようとするとき（許可計画に定める開発行為に係る森林以外の森林を開発する場合を含む。）にあつては林地開発許可申請書（様式第1号）、許可計画の内容を変更しようとするときにあつては林地開発変更許可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める変更とする。

1 開発行為に係る森林の区域又は事業区域に関する事項	(1) 開発行為に係る森林の区域の縮小 (2) 事業区域の縮小（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (3) 所有権その他の事業区域内の土地に関する権利の変動 (4) 事業区域内の土地の地目の変更 (5) 事業区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 開発行為の期間	開発行為の期間の短縮
3 許可計画に関する事項	(1) 許可計画に係る工程（許可条件に係るものを除く。）についての開発行為の期間内における変更 (2) 許可計画に係る工区の設定又は変更
4 開発行為に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 条例別表の基準の範囲内における切土又は盛土により生ずるのり面の勾配の緩和（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。）

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 条例別表の基準の範囲内におけるえん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池その他の施設の能力の向上</li> <li>(3) 開発行為に係る森林の区域内における開発行為のための作業の用に供する道路の位置の変更</li> </ul> |
|--|--|

3 条例第5条第2項の規定による届出は、林地開発行為変更届（様式第3号）によるものとする。（開発許可の申請に必要な書類）

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第4条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の区域、開発行為をしようとする森林の区域及び事業区域
- (2) 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界並びに市町村の区域内の町、大字又は字の名称及びそれらの境界
- (3) 第1号の区域に係る土地の地番及びその境界並びに形状

3 省令第4条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書類 林地開発事業計画書（様式第4号）
  - ア 開発行為に係る事業又は施設の名称
  - イ 開発行為をしようとする森林の面積
  - ウ 開発行為に係る森林、残置森林、造成森林、残置緑地又は造成緑地の面積
  - エ 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に掲げる事項
  - オ その他知事が必要と認める事項
- (2) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のアに掲げる事項を記載した書類 工事工程（工区）計画表（様式第5号）
- (3) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のウに掲げる事項を記載した書類 他法令等の許認可の手續状況一覧表（様式第6号）
- (4) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のエに掲げる事項を記載した書類 資金計画書（様式第7号）
- (5) 条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる事項を記載した書類 全体計画及び期別計画の概要（様式第8号）
- (6) 次に掲げる事項を記載した書類 防災計画概要表（様式第9号）
  - ア 切土、盛土又は捨土の工法及び土量
  - イ よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池その他の防災施設の内容
- (7) 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に掲げる事項を記載した書類 残置森林等の維持管理計画書（様式第10号）
- (8) 地形、森林の現況及び開発行為をしようとする森林又は事業区域の周辺の人家又は公共施設の位置を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面
- (9) 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を明示した図面
- (10) 切土、盛土、捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成した森林若しくは緑地の区域を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面（条例別表の1の項の基準の欄の(3)に該当する場合にあっては、

開発行為の計画及び事業の全体計画について作成されたものとする。)

- (11) のり面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びにのり面保護の方法を示す図面
- (12) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の施設の構造を示す図面
- (13) 建物その他工作物の概要図
- (14) 開発行為をしようとする森林の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第11号）
- (15) 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第12号）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 省令第4条第2号の書類は、開発行為の施行同意書(様式第13号)に準じて作成するものとする。  
(開発許可の基準)

第6条 知事は、条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる場合にあっては、当該全体計画において定める期別計画ごとに開発許可を行うものとする。

2 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に規定する原状回復等の事後措置は、法第10条の2第2項各号に掲げる森林の機能を回復するために行われる造林その他の措置とする。

3 条例別表の1の項の基準の欄の(5)に規定する適切な配慮は、開発行為により道路が分断される場合における代替道路の設置計画その他の周辺地域の森林施業に支障を及ぼさないための措置とする。

4 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に規定する適切に維持管理されるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林が将来にわたって森林として保全されることが認められるものとする。

- (1) 開発者が、森林又は緑地について所有権その他の権原を有しているもの
- (2) 開発者が、地方公共団体と維持管理について協定を締結しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、維持管理が確実に行われると認められるもの

5 条例別表の2の項の基準の欄の(1)に規定する土砂の移動量が必要最小限のものであることとは、次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) スキー場の造成のうち滑走コースの造成に係る切土量 1ヘクタール当たり1,000立方メートル以下であること。
- (2) ゴルフ場の造成に係る切土量又は盛土量 18ホール当たり200万立方メートル以下であること。

6 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のアに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 切土は、上部から順次階段状に行い、のり面の安定が確保されるものであること。
- (2) 盛土は、水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- (3) 土石の落下を防止する必要がある場合にあっては、柵工の実施その他の土石の落下防止のための措置が講ぜられていること。
- (4) 切土又は盛土を行う場合にあっては、工事時期及び工法が、融雪、豪雨その他の気象の変化による災害の生ずるおそれのないものであること。

7 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のイに掲げる要件は、土捨場の位置が、急傾斜地、湧水の生じている箇所その他の不適切な箇所を避け、かつ、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定

されていることとする。

8 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 切土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍に現に存するのり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 土砂又は岩石の切土高が5メートルを超える場合にあっては、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める高低差ごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	20メートル以下
風化の著しい岩石又は砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下

ウ 切土を行った後の地盤がすべり、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、杭打ち、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

(2) 盛土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア のり面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍に現に存するのり面の状態を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置その他必要な措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が1.5メートルを超える場合にあっては、のり面の勾配が35度以下であること。

エ 盛土高が5メートルを超える場合にあっては、高低差5メートルごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

オ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

(3) 捨土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 土捨場を設置するとともに、土砂の流出防止措置が講ぜられていること。

イ 前号の規定に準じて盛土が行われるとともに、土砂の流出のおそれがないものであること。

9 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合は、事業区域が人家、学校、道路その他の施設に近接している場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、土質試験等に基づく地盤の安定計算の結果により、のり面の安定を保つためのよう壁の設置等の措置が必要でないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 切土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、当該のり面が硬岩盤に生ずるものである場合又は当該のり面の勾配が、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ右欄に定める勾配に該当する場合は、この限りでない。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下
風化の著しい岩石	40度以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度以下

(2) 盛土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが1メートルを超える場合

10 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定するのり面崩壊防止の措置が適切に講ぜられるものであることとは、よう壁の設置にあつては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) よう壁が、土圧、水圧及び自重により破壊され、転倒し、滑動し、又は沈下しないものであること。
- (2) よう壁に水抜穴が設けられていること。

11 条例別表の2の項の基準の欄の(4)に規定するのり面保護の措置は、在来種を用いた植生その他の開発行為をしようとする森林の自然条件に適合するものであること。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める措置とする。

- (1) 植生による保護が適さない場合又は植生による保護のみではのり面の浸食を防止できない場合 吹付工その他の人工材料による保護措置
- (2) 表面水、湧水若しくは溪流によるのり面の浸食又は崩壊のおそれがある場合 排水施設の設置又はよう壁の設置

12 条例別表の2の項の基準の欄の(5)に規定するえん堤等の容量及び構造は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 開発行為の施行期間中にあっては、次の表の左欄に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。ただし、貯砂した土砂を繰り返し排除して使用する場合にあっては、4月分以上貯砂できる構造のものであり、かつ、当該排除の方法が明らかにされているものであること。

開発行為が土砂の移動を伴わず、かつ、傾斜15度未満の平坦地で行われる場合	200立方メートル
開発行為が傾斜15度以上25度未満の丘陵地（起伏量100メートル以上200メートル未満）で行われる場合	300立方メートル
開発行為により生じる切土又は盛土の高さが5メートル以上の場合	400立方メートル
開発行為が山岳地（起伏量200メートル以上）で行われる場合	
開発行為が、鉱物の露天掘り、土石の採掘、道路又は宅地等の建設を目的とするものあつて、周辺の環境保全に及ぼす影響及び災害発生のおそれ大きい場合	

- (2) 開発行為完了後3年(地表の状態が裸地である場合その他知事が必要と認める場合にあっては、5年)を経過するまでの間にあっては、次の表の左欄に掲げる開発行為完了後における地表の状態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。

裸地（開発行為完了後3年を経過するまでの間のもの）	50立方メートル
裸地（開発行為完了後3年を経過した後、5年を経過するまでの間のもの）	20立方メートル

草地	15立方メートル
林地	1立方メートル

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること(森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあつては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めたときに限り造成森林の配置が行われるものであること)。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であつて、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

別荘地の造成	残置森林率 60パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> <li>2 1区画の面積は、1,000平方メートル以上とし、建物敷地の面積は、その30パーセント以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率 60パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> <li>2 一の滑走コースの幅は、50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その中央部に幅100メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上部又は下部に設けるゲレンデ等は、1箇所当たり5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。</li> <li>2 ホール間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。</li> </ol>

<p>宿泊施設又はレジャー施設の設置</p>	<p>森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> <li>2 建物敷の面積は、事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合にあっては、分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、施設間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> </ol>
<p>工場・事業場等の設置</p>	<p>森林率 25パーセント以上</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> <li>2 工場・事業場等1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、工場・事業場等間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> </ol>
<p>住宅団地の造成</p>	<p>緑地率 20パーセント以上</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> <li>2 住宅団地1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合にあっては、住宅団地間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</li> </ol>
<p>土石等の採掘</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る森林を採掘した跡地は、平坦部に造成森林を配置する。のり</li> </ol>

		面は、緑化し、小段平坦部は、植栽する。
備考		
1	この表において「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。	
2	この表において「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上部又は下部に設けられるスキーヤーの滞留場所であって、リフト乗降場、レストハウスその他の施設用地を含む区域をいう。	
3	この表において「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令に規定するゴルフ場及び当該ゴルフ場以外の施設であってその利用形態がゴルフ場と同一であると認められる施設をいう。	
4	この表において「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所その他の専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいう。	
5	この表において「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド（体験娯楽施設）、ゴルフ練習場（ゴルフ場に付設されたものを除く。）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。	
6	この表において「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の森林を除いたものの面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。	
7	この表において「森林率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。	
8	この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第5条各号に定めるもの以外のものをいう。	
9	この表において「緑地率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積及び公園、広場、隣棟間緑地、コモン・ガーデン、緑地帯、緑道、のり面緑地その他の緑地の面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。	

(2) 森林の造成については、植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じたものであるとともに、開発行為をしようとする森林の自然条件に適合する高木性樹木を、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの植栽本数を均等に分布するよう植栽するものであること。ただし、植栽本数については、公衆の保健又は風致の保存を目的に造成する森林であって、環境の保全上支障がないものとして知事が認めるときは、この限りでない。

樹高が1メートル未満のものを植栽する場合（土質条件により確実な成林が見込めない場合に限る。）	3,000本以上
樹高が1メートル以上2メートル未満のものを植栽する場合	2,000本以上
樹高が2メートル以上3メートル未満のものを植栽する場合	1,500本以上
樹高が3メートル以上のものを植栽する場合	1,000本以上

14 条例別表の5の項の基準の欄の(2)に掲げる植生の保全等には、貴重な動植物の保護を含むもの



とする。

15 前各項に定めるもののほか、開発許可に関する技術的基準については、知事が別に定める。

(許可標識の掲示)

第7条 条例第7条第1号の規定による許可標識の掲示は、林地開発許可標識(様式第14号)によるものとし、開発者は、開発行為の期間中、当該開発行為を行う事業区域の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(開発行為の着手の届出)

第8条 条例第7条第2号の規定による届出は、林地開発行為着手届(様式第15号)を提出して行うものとする。

(開発行為の工期の延長の届出)

第9条 条例第7条第3号の規定による届出は、林地開発行為工期延長届(様式第16号)を提出して行うものとする。

(開発者の住所等の異動の届出)

第10条 条例第7条第4号の規定による届出は、林地開発者住所等異動届(様式第17号)を提出して行うものとする。

(災害発生 of 報告)

第11条 条例第7条第5号の規定による報告は、林地開発行為災害発生報告書(様式第18号)を提出して行うものとする。

(開発行為の地位の承継の届出)

第12条 条例第7条第6号の規定による届出は、林地開発行為地位承継届(様式第19号)を提出して行うものとする。

2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 承継の原因を証する書類

(2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第4条第3号に掲げる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(開発行為の中止又は廃止の届出)

第13条 条例第13条第1項の規定による届出は、林地開発行為中止(廃止)届(様式第20号)を提出して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、林地開発行為再開届(様式第21号)を提出して行うものとする。

(開発行為の完了の届出)

第14条 条例第14条の規定による届出は、林地開発行為(分割・部分)完了届(様式第22号)を提出して行うものとする。

2 林地開発行為(分割・部分)完了届は、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 許可計画に定める工区における開発行為を完了した場合 分割完了届

(2) 許可計画に定める工程のうち、防災施設の設置その他の工程について、特に先行して完了させる必要があると知事が認めるものを完了した場合 部分完了届

(開発行為の状況報告等)

第15条 条例第15条第1項の規定による報告は、林地開発行為状況報告書（様式第23号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 許可計画に係る平面図、縦断図及び横断図に報告時点の施行状況を示したもの
  - (2) 条例第5条第1項の申請又は同条第2項の届出の際に提出した第5条第3項第2号の書類に施工実績を記載したもの
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- (許可状況の公表)

第16条 条例第16条の規定に基づく公表は、県公報への登載その他の方法により行うものとする。

(書類の経由及び提出部数)

第17条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を所管する総合事務所長（日野郡の区域に係る事務にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域に係る事務にあつては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）を経由しなければならない。この場合において、当該森林を所管する総合事務所長又は農林事務所長が複数となるときは、当該森林の主たる部分を所管する総合事務所長又は農林事務所長を経由するものとする。

2 前項に規定する書類の提出部数は、2部とする。

(添付書類の簡素化等)

第18条 知事は、開発行為について他の法令等に基づく知事への許認可の申請その他の手続が必要とされる場合にあつては、開発者の負担を軽減するため、添付書類の簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(権限の委任)

第19条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林地開発条例施行規則様式第4号及び様式第10号の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県林地開発条例施行規則第6条第8項第2号イの規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用する。